



土壌汚染リスクに
先進技術とアイデアで立ち向かう。

問い合わせ先
株式会社エンバイオ・ホールディングス
シニアコンサルタント 市川 浩一

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-5-2 須田町佐志ビル9F
TEL : 03-5297-7155
FAX : 03-5297-0581
E-mail : k_ichikawa@enbio-holdings.com
URL : http://enbio-holdings.com

土壌汚染に関する事でしたら、お気軽にご連絡下さい。

“環境ビジネスを創造する”
企業集団エンバイオ・ホールディングス体系図

エンバイオ・ホールディングス (EBH)

東証マザーズ H26.3上場
証券コード 6092



エンバイオ・ホールディングス

練馬のパーク土壌汚染

要措置区域指定解除なる!

当業界では(株)ビーエフ マネジメントの名が広まっているが、同社は画期

的な手法でパーク土壌汚染問題を解消を実現するエンバイオ・グループの一端を担っているもの。そのシステムは図のよう

に原位浄化(工事)化学酸化とバイオ活性化の組み合わせで掘削除去を用いない現地浄化)に強みを持つ(株)アイエス・ソリューションと、汚染土地を現状有姿・瑕疵担保

免責買取建物・汚染付き土地。購入後、売主に汚染浄化の責任を一切問わないという独自スキームを展開するビーエフマネジ

メントとのワンストップサービスで業界の長年の懸案事項「パーク対策」にグループの総合力で取

り、かつそれがワンストップで機能することが何より重要だが、それぞれの要件で練馬は貴重な美地検証の場となった。

②浄化技術力は、法条に適合する工法として

原位浄化の掘削除去に對してのコストメリットと2年間モニタリングの結果で、バイオ活性化の長期効用、さらには絞り込み調査(MIP技術)がパーク汚染の特性上、非常に有効であったことが確認できた。

③行政対応力は、所有者リスクをそのまま継承する中、要措置区域指定による措置命令の実施と区域指定中の売却、売却後の指定解除までの浄化保障の全てを法条例に適合しながらクリアするために考案する方策を検討、やり切った。

④不動産流動化スキルは、倒産物件を瑕疵担保免責で購入するという買主にとって高いハードルをクリアするため、汚染



要措置区域指定解除まで

2012	3	22	購入
	3	22	ガス調査
	4	9	深度・地下水調査
	6	7	調査報告書提出! 解体着手~6*30
	6	26	要措置区域指定
	7	6	汚染拡散防止計画書提出
	7	6	浄化工事着手
	10	29	浄化工事終了
	11	2	工事終了届提出!
	11	19	地下水モニタリング開始!
	11	中	売却活動開始
2013	1	中	地盤改良工事着手~2*中
	3	16	売却
2014	11	27	措置完了
2015	1	23	要措置区域指定解除

リスクを含む諸々のリスクをミクロ・マクロの両面から数値化、ガス調査の結果から判定した汚染リスク評価と要措置区域指定中売却のリスク評価が適性であったことが特に評価される。さらに本件は要措置区域指定中の売却という前例のない取り組みが、売主責任を全うするための多くの決断もあった。だからこそ、パーク汚染に漠とした不安を抱える事業主様に最適な実証を示し、今後も親身により添えると確信する内容となっている。

——業界紙面に浄化の

成果を掲載するのは、この紙面を見て1件でも多くの相談を頂くことを目的としているとのこと。そして本年2月には操業中のク工場でのパーク浄化工事がスタートし、もう1件の要措置区域である草加クリーニング工場跡地の浄化も順調に進んでいる。同グループは引き続きパーク汚染でお困りの方のため、実地経験に基づき情報発信に努める。「万が一、汚染があっても解決の最善策をグループの総合力で提供致します!」とする。